

【女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画】

1. 計画期間 令和2年4月1日 ～ 令和7年3月31日

2. 目標と取り組み内容

目標1 採用した労働者に占める女性労働者の割合 50%以上を維持する  
(取り組み内容)

毎年度割合を把握し 50%以上を維持する

目標2 男女の平均勤続年数の差異の割合 80%以上を維持する  
(取り組み内容)

毎年度離職状況の把握を行い、女性の離職理由に応じた対策を検討し、  
平均勤続年数の差異の割合 80%以上を維持する

【女性の職場生活における活躍の推進に関する法律に基づく情報開示】

<現状公表>

採用した労働者に占める女性労働者の割合：92.5%（2023年度内）

有給休暇取得率 82%（2023年度内）

男女賃金の差異（2023.4.1～2024.3.31）

区 分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	49.2%
正社員	52.8%
パート	89.7%